

## 議案第 4 号

### 苫小牧市部設置条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

### 苫小牧市部設置条例の一部を改正する条例

苫小牧市部設置条例（昭和 3 8 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 1 総合政策部の分掌事項中第 9 号を第 1 0 号とし、同事項第 8 号中「スポーツ」を「観光及びスポーツ」に改め、同号を同事項第 9 号とし、同事項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

#### (7) 公共交通に関する事項

第 1 条 2 総務部の分掌事項第 4 号中「行政情報システム」を「デジタル・トランスフォーメーション及び情報システム」に改め、同条中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同条 6 健康福祉部の分掌事項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、第 1 号として次の 1 号を加える。

#### (1) 保健に関する事項（他の部に属する事項を除く。）

第 1 条中「健康こども部」を「こども未来部」に改め、同条 7 こども未来部の分掌事項中第 2 号を削り、同事項第 1 号中「支援」を削り、同号を同事項第 2 号とし、同事項第 1 号として次の 1 号を加える。

#### (1) こどもに関する事項（他の部に属する事項を除く。）

第 1 条 7 こども未来部の分掌事項第 3 号中「保健」を「母子保健」に改め、同

事項に次の 1 号を加える。

(4) 若者に関する事項

第 1 条 8 産業経済部の分掌事項第 1 号中「農業」の次に「、林業」を加え、同事項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条 9 都市建設部の分掌事項中第 6 号を削り、第 5 号を第 6 号とし、同事項第 4 号中「建築工事」を「建築及び設備工事並びに地域暖房」に改め、同号を同事項第 5 号とし、同事項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 住宅政策に関する事項（他の部に属する事項を除く。）

第 1 条 9 都市建設部の分掌事項第 7 号を次のように改める。

(7) その他都市基盤に関する事項

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

-----  
理 由

各部の事務分掌の適正化等を行うことにより、新たな行政課題に対応できる効率的で効果的な行政組織とするため、関係規定を整備する。

## 議案第 5 号

苫小牧市職員等の旅費支給条例の全部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 4 日 提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市職員等の旅費支給条例

苫小牧市職員等の旅費支給条例（昭和 2 6 年条例第 4 号）の全部を改正する。

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 旅費の内容（第 9 条—第 2 0 条）

第 3 章 雑則（第 2 1 条—第 2 9 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員にあつては、費用弁償としての旅費。以下同じ。）に関しては、この条例の定めるところによる。

（用語の意義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める

ところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び市長が定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所（市長又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員のうち、市長が特に必要と認めた者がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命じられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他市長が定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、本市と旅行役務提供契約（旅行業者等が本市に対して旅行に係る役務その他市長が定めるものを旅行

者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。)を締結したものをいう。

(旅費の種目)

第3条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、次章に定めるところによる。

(旅費の支給)

第4条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。ただし、勤務場所から半径6キロメートル未満の旅行については旅費を支給しない。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準じる事

由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、本市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、出張命令等の変更（取消しを含む。次条第3項及び第6条において同じ。）を受け、又は死亡した場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が別に定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（出張命令等）

第5条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、出張命令権者の発する出張命令又は旅行依頼（以下「出張命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 出張命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。

3 出張命令権者は、既に発した出張命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 出張命令等は、市長が別に定める方法により行うものとする。

(出張命令等に従わない旅行)

第6条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規定により変更を受けた出張命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による出張命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による出張命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、出張命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項並びに第2項及び第3項に規定する期間その他の必要な事項は、市長が別に定める。

第2章 旅費の内容

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 内国旅行における運賃の上限は、次の各号による。

(1) 運賃の等級を設けている鉄道による旅行の場合には、最下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない鉄道による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

3 外国旅行における運賃の上限は、次の各号による。

(1) 運賃の等級を 3 以上の階級に区分する鉄道による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 特別職の職員については、最上級の運賃

イ 一般職の職員については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を 2 に区分する鉄道による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない鉄道による旅行の場合には、その乗車に要する運賃（船賃）

第 10 条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 内国旅行における運賃の上限は、次の各号による。

(1) 運賃の等級を 3 に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を 2 に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 前2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃がさらに2以上の階級に区分された船舶による旅行の場合は、その階級の最下級の運賃

(4) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

3 外国旅行における運賃の上限は、次の各号による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃

(2) 前号の最上級の運賃を更に2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 最上級の運賃の等級を4以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、特別職の職員については最上級の運賃、一般職の職員については最上級の直近下位の級の運賃

イ 最上級の運賃の等級を3に区分する船舶による旅行の場合には、特別職の職員については上級の運賃、一般職の職員については中級の運賃

ウ 最上級の運賃の等級を2に区分する船舶による旅行の場合には、特別職の職員については上級の運賃、一般職の職員については下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 内国旅行における運賃の上限は、次の各号による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下

級の運賃

- (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

3 外国旅行における運賃の上限は、次の各号による。

- (1) 運賃の等級を 2 以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 特別職の職員については、最上級の運賃

イ 一般職の職員については、最上級の直近下位の級の運賃

- (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(その他の交通費)

第 12 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前 2 号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用

(5) 第3号に掲げる場合を除き、公務について自家用自動車を使用して旅行をした場合、全路程を通算し、1キロメートルにつき37円を乗じて得た額

2 前項第5号の場合において、その路程を通算し、1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切捨てて計算する。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「財務省令」という。）別表第2に規定する職務の級が10級以下の者の欄（特別職の職員にあつては、同表に規定する指定職職員等の欄）に規定する額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限とした実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情があり、市長が認める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から前条までの規定による費用の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して、財務省令別表第3で定める1夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊料又は包括宿泊料について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定

額の3分の1の額

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して、次に掲げる方法により算定した額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命じられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市長が別に定める費用の合計額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡(第4条第2項第5号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、財務省令別表第5で定める定額とする。

第3章 雑則

(本邦通過の場合の旅費)

第21条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機によ

り本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

(退職者等の旅費)

第 2 2 条 第 4 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市長が別に定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第 2 3 条 第 4 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 5 号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて市長が別に定めるものとする。

(証人等の旅費)

第 2 4 条 第 4 条第 4 項の規定により支給する旅費は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、市長が別に定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第 2 5 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 9 条第 1 項各号、第 1 0 条第 1 項各号、第 1 1 条第 1 項各号及び第 1 2 条第 1 項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、

家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第26条 市長は、旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 市長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は旅行の性質上困難である場合は、別に市長が定める額を支給することができる。

（旅費の返納）

第27条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

（旅費所属区分）

第28条 年度又は日によって旅費を区分計算する必要がある場合でその区分が明瞭でないときは最近の到着地に着いた日をもってその路程を区分して計算する。

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は市長が別にこれを定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の苫小牧市職員等の旅費支給条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出張命令権者が出張命令等を発する旅行について適用し、施行日前に出張命令権者が出張命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に出張命令権者が出張命令等を発し、かつ、施行日以後に出張命令権者が当該出張命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第 4 条第 2 項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第 2 7 条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(苫小牧市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「苫小牧市職員等の旅費支給条例(昭和 2 6 年条例第 4 号)」を「苫小牧市職員等の旅費支給条例(令和 7 年条例第 号)」に改める。

(1) 苫小牧市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成 9 年条例第 3 0 号) 第 7 条

(2) 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例(昭和 2 9 年条例第 9 号) 第 3 条

(苫小牧市議会に出頭した者等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 6 苫小牧市議会に出頭した者等の実費弁償に関する条例（昭和29年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の規定による実費弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、苫小牧市職員等の旅費支給条例（令和7年条例第 号）に定めるところによる。

（苫小牧市消防団条例の一部改正）

- 7 苫小牧市消防団条例（昭和26年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「苫小牧市職員等の旅費支給条例（昭和26年条例第4号）」を「苫小牧市職員等の旅費支給条例（令和7年条例第 号）」に、「第1条の2」を「第2条第2号」に改め、同条第2項中「条例別表第2号2等の項に掲げる」を削る。

---

## 理 由

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に鑑み、旅費の種目、支給要件等を改めるため、関係規定を整備する。

議案第 6 号

苫小牧市税条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市税条例の一部を改正する条例

苫小牧市税条例（昭和 2 5 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 7 条第 2 項ただし書中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

第 1 4 6 条第 1 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険税の課税限度額を引き上げるため、関係規定を整備する。

## 議案第 7 号

苫小牧市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準)

第 2 条 法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定により条例で定める基準は、次条及び第 4 条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）に定めるところによる。

(一般型乳児等通園支援事業所の面積基準の特例)

第 3 条 一般型乳児等通園支援事業所において、乳児室及びほふく室を 1 部屋として設ける場合の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上とする。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第 4 条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に

掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成24年北海道条例第108号) (保育所に係るものに限る。)
  - (2) 認定こども園 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例 (平成18年北海道条例第78号)
  - (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 苫小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 (平成26年条例第29号)
- (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

-----  
理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるため、本条例を制定する。

## 議案第 8 号

苫小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に  
関する条例及び苫小牧市保育所条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に  
関する条例及び苫小牧市保育所条例の一部を改正する条例  
(苫小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する  
条例の一部改正)

第 1 条 苫小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関  
する条例（平成 2 6 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

苫小牧市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園  
支援事業の運営の基準に関する条例

第 1 条中「及び」を「、」に改め、「特定地域型保育事業」の次に「及び特  
定乳児等通園支援事業」を加える。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第 3 条 法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の条例で定める基  
準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 9 5

号)に定めるところによる。

(苫小牧市保育所条例の一部改正)

第2条 苫小牧市保育所条例(昭和32年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び」を「、」に改め、「特別利用保育」の次に「及び特定乳児等通園支援」を加える。

第5条第2項に次の1号を加える。

- (3) 特定乳児等通園支援 支援法第30条の20第3項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該1時間当たりの特定乳児等通園支援に要した費用の額を超えるときは、当該額)に当該月に乳児等支援給付認定子どもについて特定乳児等通園支援を利用した時間(当該時間が10時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下この条において「府令」という。)で定める時間を超えるときは、府令で定める時間)を乗じた額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

-----  
理 由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営の基準及び保育料に関する事項を定めるため、関係規定を整備する。

## 議案第 9 号

苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例の一部を改正する条例

苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例（平成 1 1 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

苫小牧市環境学習交流施設条例

本則（第 1 条及び第 5 条の規定を除く。）中「プラザ」を「環境施設」に改める。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 市民が、廃棄物の再利用、再生利用及び減量並びに環境の保全について関心や理解を深め、主体的に脱炭素社会の実現及び持続可能な地域社会の形成に取り組むことを推進し、地域交流の促進を図るため、苫小牧市環境学習交流施設（以下「環境施設」という。）を苫小牧市字沼ノ端 2 番地の 2 5 に設置する。

第 2 条中「廃棄物の再利用等に関する」を削り、同条第 1 号中「市民の体験学習」を「環境学習の推進」に改め、同条第 3 号中「市民による自主的活動の場の

提供及び支援に関する」を「地域交流の場を提供する」に改め、同条第4号中「再生品」の次に「及び再利用品」を加え、同条第5号中「図書、資料等」を「環境の保全等に関する情報」に改める。

第5条を削る。

第4条中「使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（使用料）

第4条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）のうち別表に定める施設又は備品を使用する者は、同表に定める使用料を納入しなければならない。

2 市長は、特に必要と認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があるときと認めるときは、この限りでない。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、使用者がその責めに帰することのできない理由により環境施設を使用できなくなった場合その他相当と認める場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

第6条中「若しくは使用許可の」を「若しくはその」に改め、同条第3号中「使用者が使用許可に関し不正の行為をした」を「使用許可の申請に不正があった」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) その他市長が必要と認めたとき。

第10条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

（利用料金）

第11条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者に環境施設の管理に関する業務を行わせるときは、当該指定管理者に環境施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させるものとする。

- 2 前項の場合において、使用者のうち別表に定める施設又は備品を使用する者は、第4条第1項の規定にかかわらず、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額とする。
- 4 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 5 既納の利用料金は、あらかじめ市長が定める基準に該当する場合を除き、還付しない。

第9条第2項中「第5条及び第6条」を「第6条及び第7条」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条中「又は使用許可を取り消された」を「、又は使用許可を取り消され、若しくはその使用を停止された」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(特別な設備等の許可)

第7条 使用者は、環境施設の使用に当たり、特別の設備をし、特殊物件の搬入をし、又は既存の設備を変更してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条、第11条関係）

| 使用区分 | 時間区分 |    |    |  |
|------|------|----|----|--|
|      | 午前   | 午後 | 1日 |  |

|               |           |                                    |        |        |
|---------------|-----------|------------------------------------|--------|--------|
| 屋内施設          | 市民工房 1    | 700円                               | 1,100円 | 1,800円 |
|               | 市民工房 2    | 300円                               | 600円   | 900円   |
|               | 市民工房 3    | 300円                               | 600円   | 900円   |
|               | エントランスホール | 1,900円                             | 3,200円 | 5,100円 |
|               | 大会議室      | 1,500円                             | 2,500円 | 4,000円 |
|               | 小会議室      | 500円                               | 800円   | 1,300円 |
| 屋外スペース        |           | 1 平方メートル当たり 60円                    |        |        |
| 屋外スペース（緑地帯のみ） |           | 5,000円                             |        |        |
| 備品            |           | 1 回につき 3,000円 を超えない範囲内で<br>規則で定める額 |        |        |

#### 備考

- 1 各時間区分の開始及び終了の時刻は、規則で定める。
- 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 3 商品の宣伝、展示、販売等営利の目的に屋内施設及び屋外スペースを使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の 3 倍に相当する額とする。
- 4 この表において、屋外スペースとは、敷地内にある利用者駐車場やアプローチなどの屋外空間の全てを含む。ただし、一般利用者の利用を妨げない範囲とする。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

## 理 由

リサイクルプラザについて、その設置目的を変更し、新たに環境学習交流施設として設置するため、関係規定を整備する。

議案第 10 号

苫小牧市テクノセンター条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市テクノセンター条例の一部を改正する条例

苫小牧市テクノセンター条例（平成 10 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表中

|         |     |          |
|---------|-----|----------|
| 微小硬度計   | 1 台 | 1, 200 円 |
| 高速精密切断機 | 1 台 | 1, 100 円 |

を

|            |     |          |
|------------|-----|----------|
| 高速精密切断機    | 1 台 | 1, 600 円 |
| 自動研磨機      | 1 台 | 1, 500 円 |
| 自動埋め込みプレス機 | 1 台 | 1, 400 円 |
| 微小硬度計      | 1 台 | 1, 200 円 |

に改め、

「自動埋込プレス、研磨機」を削る。

別表の 3 の表中

|                      |                                                                                            |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| フーリエ<br>変換赤外<br>分光測定 | 1 点につき 4, 800 円（同一金属等に係る測定<br>の点数が 2 以上の場合にあっては、4, 800 円に、<br>当該測定の点数から 1 を控除した数に 2, 400 円 |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|

|         |                                                                                                   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | を乗じて得た額を加算した額)                                                                                    |
| 顕微鏡組織試験 | 1 件につき 4, 100 円 (2 件以上の場合にあつては、4, 100 円に、当該試験の件数から 1 を控除した数に 2, 000 円を乗じて得た額を加算した額)               |
| 微小硬さ測定  | 1 件につき 3, 800 円 (同一金属等に係る測定の件数が 2 以上の場合にあつては、3, 800 円に、当該測定の件数から 1 を控除した数に 2, 000 円を乗じて得た額を加算した額) |
| マクロ組織試験 | 1 件につき 3, 700 円 (2 件以上の場合にあつては、3, 700 円に、当該試験又は測定の件数から 1 を控除した数に 1, 900 円を乗じて得た額を加算した額)           |

を

|              |                                                                                                   |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 微小硬さ測定       | 1 件につき 5, 800 円 (同一金属等に係る測定の件数が 2 以上の場合にあつては、5, 800 円に、当該測定の件数から 1 を控除した数に 2, 200 円を乗じて得た額を加算した額) |
| 顕微鏡組織試験      | 1 件につき 5, 300 円 (2 件以上の場合にあつては、5, 300 円に、当該試験の件数から 1 を控除した数に 3, 900 円を乗じて得た額を加算した額)               |
| マクロ組織試験      | 1 件につき 5, 200 円 (2 件以上の場合にあつては、5, 200 円に、当該試験又は測定の件数から 1 を控除した数に 3, 800 円を乗じて得た額を加算した額)           |
| フーリエ変換赤外分光測定 | 1 点につき 4, 800 円 (同一金属等に係る測定の点数が 2 以上の場合にあつては、4, 800 円に、当該測定の点数から 1 を控除した数に 2, 400 円を乗じて得た額を加算した額) |

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

## 理 由

機器の更新に伴い、使用料及び手数料の額を改定するため、関係規定を整備する。

## 議案第 11 号

苫小牧市森林火入れに関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市森林火入れに関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市森林火入れに関する条例（平成 11 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「乾燥注意報」の次に「若しくは林野火災に関する注意報が発表された場合」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、苫小牧市火災予防条例（昭和 37 年条例第 18 号）第 31 条の 8 第 3 項又は第 31 条の 9 に規定する火の使用の制限の対象となる区域外は、この限りでない。

第 9 条第 3 号中「認められるとき」を「認められる場合」に改め、「乾燥注意報」の次に「若しくは林野火災に関する注意報が発表された場合」を加え、「発令されたとき」を「発令された場合」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、苫小牧市火災予防条例第 31 条の 8 第 3 項又は第 31 条の 9 に規定する火の使用の制限の対象となる区域外は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

## 理 由

火入れの際の遵守事項に、林野火災に関する注意報が発表された場合の対応を追加する等のため、関係規定を整備する。

議案第 12 号

苫小牧市スポーツセンター条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

苫小牧市スポーツセンター条例（昭和 42 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表苫小牧市ときわスケートセンターの項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

-----  
理 由

苫小牧市ときわスケートセンターを廃止するため、関係規定を整備する。

議案第 13 号

苫小牧市建築基準法施行条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

苫小牧市建築基準法施行条例（昭和 43 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表 5 中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 11 項」に、「第 137 条の 12 第 7 項」を「第 137 条の 12 第 12 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

-----  
理 由

建築基準法施行令の改正に伴い、条例で引用している同令の条項に移動があったため、関係規定を整備する。

## 議案第 14 号

### 苫小牧市水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

### 苫小牧市水道事業給水条例の一部を改正する条例

苫小牧市水道事業給水条例（昭和 35 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項を次のように改める。

給水装置工事は、次の各号に掲げる工事を除き、指定給水装置工事事業者でなければ施行することができない。

- (1) 法第 16 条の 2 第 3 項ただし書の規定により国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）に係る工事
- (2) 災害その他非常の場合において、市長が、他の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は法第 16 条の 2 第 1 項の規定により他の水道事業者の指定を受けた者に行わせる必要があると認めるときに、当該他の水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「他の水道事業者等」という。）が行う工事
- (3) 市長が必要と認めるときに市が行う工事

第 7 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等（指定給水装置工事事業者又は他の水道事業者等をいう。以下同じ。）」に改め

る。

第8条第2項及び第36条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

#### 理 由

災害その他非常の場合において、他の水道事業者等が給水装置工事を行うことができるようにするため、関係規定を整備する。

議案第 15 号

苫小牧市火災予防条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市火災予防条例の一部を改正する条例

苫小牧市火災予防条例（昭和 37 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

目次 中

「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 31 条の 2～第 31 条の 7）」を  
「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 31 条の 2～第 31 条の 7）  
第 3 章の 3 林野火災の予防（第 31 条の 8・第 31 条の 9）」に

改める。

第 31 条中「警報」の次に「（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 6 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 31 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第31条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第31条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第31条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第57条の3第1項第3号中「第59条」を「第59条第1項」に改める。

第59条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

-----

理 由

林野火災注意報の発表及び林野火災警報が発令された際の対応について定めるため、関係規定を整備する。